

令和8年9月吉日

保護者様

京都市立樫原中学校
校長 川上 貴由

地震に対する非常措置についてのお知らせ

秋風の候、保護者の皆さまにおかれましては益々ご清祥のこととお慶び申し上げます。平素は樫原中学校教育にご理解とご協力を感謝申し上げます。

さて、本校においては、京都市域において震度5弱以上の地震があった場合は、下記のような措置を取りますので、テレビ、ラジオ、インターネット等の情報に注意してください。

記

1 登校前に発生した場合

- (1) 京都市域に震度5弱以上の地震が発生した時は、次の登校日を臨時休業とします。
- ※ 学校所在の西京区だけでなく、京都市域のいずれかの行政区で震度5弱以上を観測した場合の措置です。
 - ※ 下校後、深夜0時までに発生した場合は翌日を臨時休業に、深夜0時以降、登校までに発生した場合は当日を臨時休業にします。
 - ※ 休業日、休業前日の下校後に発生した場合は、原則として休業明けの登校日を臨時休業としますが、安全が確認でき、授業等を実施する場合は、ホームページ・すぐる配信により、授業等を実施する旨を連絡します。
- (2) 臨時休業とした場合、登校の再開日は学校及び近隣の被災状況を確認のうえ、改めて学校から連絡します。

2 在校中に発生した場合

直ちに臨時休業としたうえで、余震等の影響を踏まえ、下校の安全が確認できるまで学校に留め置くこととします。

帰宅については、保護者への引き渡し帰宅とします。

3 家庭での啓発

災害時、急に考えたり行動したりすることは難しく、普段から備えておくことが重要です。

大規模な自然災害が起きたとき、起きそうなときに命を守るため「いつ」「どこへ」「どのような」行動をとるのか、御家庭でも話し合いや確認をお願いします。

以上、お子様にもその旨ご指導いただきますようお願いいたします